

仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務委託に係る

公募型プロポーザル審査要領

1. 目的

この要領は、仁淀川町が実施する仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務委託に関する公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という）の審査について必要な事項を定める。

2. 審査の項目及び点数

別紙審査項目のとおりとする。

3. 審査方法等

仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）では、「仁淀川町まちづくり総合計画（仮称）策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

（1）日程・場所

日程：令和7年7月2日（水）

場所：仁淀川町役場内

（2）審査委員会におけるプレゼンテーション

- ① プレゼンテーションには、原則として契約締結後に業務責任者になる予定の者の出席を必須とし、出席者は説明者（パソコン操作員等）を含め3名以内とする。
- ② プレゼンテーションの場所・時間については、開催通知文にて通知する。
- ③ プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内計30分以内
- ④ プレゼンテーションの順番は、提案書等の提出順とする。

（3）実施方法

プレゼンテーション実施方法については、対面により実施する。

（4）審査方法

- ① 各審査委員は、各参加者のプレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査項目」の内容に基づき審査を実施する。
- ① すべての参加者の審査終了と同時に、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定する。
- ② 審査委員の各評価項目を合計した評価点が、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得した者から順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、見積価格が低

い方を受託候補者として 選定する。

- ③ 参加資格者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査会委員全員の評価点の合計が、当該配点の合計の6割を超えていること）を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。
- ⑤ 審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

【別紙 審査項目】

- ① 提案内容及びプレゼンテーションについては、企画提案内容（企画提案書・プレゼンテーション・ヒアリング内容）をもとに、審査委員が採点した得点の合計点とする。
- ② 見積書及び内訳書については、提出された見積書及び内訳書をもとに、次の算定式に基づき、事務局において採点する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点（10点）} \times \frac{\text{全体の最低提案額}}{\text{当該提案額}}$$

※小数点以下の端数が生じた場合は、少数点以下を四捨五入する。

審査項目

100点満点

審査項目	審査内容	配点
企画提案	本町の現状や課題を的確に捉え、効果的な事業検討に繋がるような分析が期待できる提案になっているか。	30
	国・県などの最新の動向を的確に捉え、計画への反映方法が適切に示されているか。	20
	仕様書で想定している以上の独自性や事業効果が高まる事が期待できる提案が含まれているか。	10
業務遂行	作業スケジュールに無理がなく、本業務の目的と内容に沿った実施可能な提案となっているか。	10
	主担当者は、本業務に必要な知識や業務執行能力を有し、本業務に生かすことが期待できるか。	5
業務実績	過去10年間の業務実績（実績数、規模等）をどの程度有しているか。	5
見積価格の妥当性	委託限度額以内であるか。妥当な提案価格か。	10
プレゼンテーション	プレゼンテーションは、分かりやすく論理的で説得力があるか。業務に対する取組意欲、熱意が感じられるか。	10